東吾妻町

障害者活躍推進計画

令和２年３月

１．趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の一部改正により、国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するよう努めなければならないと規定されるとともに、厚生労働大臣の策定する「障害者活躍推進計画作成指針（以下「作成指針」という。）」に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することが規定されました。

東吾妻町では、作成指針の趣旨を踏まえ障害者の雇用の促進及び障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍できるよう以下のとおり障害者活躍推進計画を作成いたします。

２．実施主体　　東吾妻町

３．計画期間　　令和２年４月１日から令和７年３月３１日（５年間）

なお、計画期間内においても、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

４．障害者雇用に関する課題

東吾妻町では、障害者雇用促進法等に基づき、障害者である職員が働きやすい職場環境の整備など、障害者雇用の推進に取り組んできました。

また、法定雇用率については以前から達成維持に努めていますが、令和３年３月末までに、更に0.1%引き上げられ2.6%になるため、今後、計画的な採用をしていく必要があります。

現在、障害者である職員の状況は、肢体等の身体的な障害者のみであるため、今後は障害特性に配慮した選考方法や障害者一人ひとりの能力を発揮できる職務の選定を行う必要があります。

５．目標

（１）採用に関する目標

実雇用率について、当該年度6月1日時点の法定雇用率以上

（２）定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないために、障害特性等への配慮及び職場環境の整備を行うとともに、定着状況の把握に努める。

（３）満足度に関する目標

業務内容や業務量、職場環境等について、意見・要望等の聞き取り、又はアンケートを行い必要な改善を行う。

（４）キャリア形成に関する目標

障害者である職員が担当する職務の拡大や新たな職域の開拓を行う。

６．取組内容

（１）障害者の活躍を推進する体制整備

①組織面について

障害者の活躍推進の取組を継続的に進めていくために、障害福祉等の関係部署との連携を図り、働きやすい職場環境の整備に向けた情報交換や課題の収集を行い、環境改善や問題の解消を図っていく。

また、障害者である職員が相談できる窓口の設置や支援・サポートを行う部署を設置する。

②人材面について

障害者である職員が５人以上となった場合は、３箇月以内に障害者職業生活相談員を選任する。

なお、選任しようとする職員が、資格要件を満たさない場合は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

（２）障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

現に勤務する障害者である職員や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選考や創出について検討を行う。

新規採用時や部署異動時などに面談等を行い、職員と業務の適切なマッチングができているのかなど点検を行い、必要に応じて検討を行う。

（３）障害者の活躍を推進するための環境整備等

①職場環境について

安心して働ける環境を整え、能力・意欲を発揮できるよう施設の整備や就労支援機器等の導入を検討するほか、障害者一人ひとりの障害特性等を把握し、必要な配慮及び措置を検討し継続的に講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

②募集・採用について

インターンシップの中で障害学生の受け入れや障害者を対象とした職場体験を行うほか、採用に当たって、少ない勤務時間での慣らし期間を設けるなど要望に応じた対応を行う。

また、募集については、障害特性に配慮した選定方法や職務の選定を工夫し、障害者の採用に努める。

なお、募集、採用に当たっては、特定の障害に限定したり、特定の条件を設定したりする取扱いは極力行わない。

③働き方について

フレックスタイム制の活用や時差出勤、早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進し、あわせて、年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進し、休日出勤や時間外勤務等については極力行わせないよう努める。

④キャリア形成について

非常勤職員としての勤務の場合、本人の希望等を面談等で把握し、職務経験や技能等を総括的に振り返り、可能な範囲において任期終了後も引き続き就労できるよう支援を行う。

本人の希望を踏まえつつ、実務研修、教育訓練等を実施する。

⑤人事管理について

必要に応じて随時面談が実施できる体制の構築に努め、状況把握・体調配慮を行う。

障害者からの要望を踏まえ、障害者特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等、可能な範囲において財政措置等を行う。

７．その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。